

# 第84回 定時株主総会 招集ご通知



ナカノフドー建設

証券コード：1827

## 日時

2026年6月26日（金曜日）  
午前10時（午前9時より受付開始）

## 場所

東京都千代田区九段北四丁目2番25号  
アルカディア市ヶ谷（私学会館）  
6階阿蘇の間

## 決議事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

<株主提案（第4号議案から第7号議案まで）>

- 第4号議案 定款一部変更（相談役・顧問等の廃止）の件
- 第5号議案 定款一部変更（取締役および相談役・顧問等の報酬の個別開示）の件
- 第6号議案 剰余金の処分の件
- 第7号議案 自己株式の取得の件

郵送又はインターネットによる議決権行使期限  
2026年6月25日（木曜日）  
午後5時15分まで

(証券コード 1827)  
2026年6月10日  
(電子提供措置の開始日 2026年6月2日)

株 主 各 位

東京都千代田区九段北四丁目2番28号  
株式会社 **ナカノフドー建設**  
取締役社長 飯 塚 隆

### 第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2026年6月25日(木曜日)午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

#### 株主総会参考書類等のウェブサイト掲載について

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第84回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.wave-nakano.co.jp/ir/library/explanation/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。下記ウェブサイトへアクセスのうえ、銘柄名(会社名)「ナカノフドー建設」又はコード「1827」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、閲覧をお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、今後の状況変化によっては、内容を変更する場合がございますので、適宜当社ウェブサイトにてご確認をお願いいたします。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目2番25号  
アルカディア市ヶ谷（私学会館）6階阿蘇の間

### 3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第84期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第84期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

##### <会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役8名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件

##### <株主提案（第4号議案から第7号議案まで）>

- 第4号議案 定款一部変更（相談役・顧問等の廃止）の件  
第5号議案 定款一部変更（取締役および相談役・顧問等の報酬の個別開示）の件  
第6号議案 剰余金の処分の件  
第7号議案 自己株式の取得の件

#### (お願い)

- 当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 手話通訳や介助が必要な株主様は、通訳者や介助者を1名に限り同伴して出席いただくことができます。ただし、通訳者や介助者が議決権を行使したり、質問をすることはできませんので、ご了承ください。
- 株主総会会場内での撮影・録画・録音については、原則禁止としておりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、以下の事項を記載していません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
  - ・連結計算書類の連結注記表
  - ・計算書類の個別注記表

以 上

# 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様的重要な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

## 1. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2026年6月26日（金曜日）午前10時

**会場** アルカディア市ヶ谷（私学会館）6階阿蘇の間

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

## 2. 郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。  
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案には賛成、株主提案には反対の意思表示がされたものとして取扱わせていただきます。

**行使期限** 2026年6月25日（木曜日）午後5時15分到着分まで

## 3. インターネットで議決権をご行使される場合



5頁を参考に、議決権行使ウェブサイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

**行使期限** 2026年6月25日（木曜日）午後5時15分まで

◎複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンとで重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

◎議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

第4号議案から第7号議案は一部の株主様からのご提案です。当社取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は18頁以降をご参照ください。

## 議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書																							
株式会社ナカノフドー建設 御中											議決権の数												
株主様ご自身の所有株式数																							
議決権の数は1万円ごとに1個となります。																							
お願い																							
1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。																							
2. 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によりお早めに議決権を行使ください。																							
① 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただく方法																							
② スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト (http://www.nkf.co.jp) に以下のID、パスワードにてログイン後、議決権を行使いただく方法																							
③ 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、株主総会参考書類の候補番号をご記入ください。																							
<input type="button" value="ログイン用QRコード"/>																							
QRコード ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX (株主様ご自身のID) XXXXXX																							
株式会社ナカノフドー建設																							
私は、2026年6月26日開催の株式会社ナカノフドー建設第84回定時株主総会(継続会または延会の場合も含む)に出席し、議決権を行使いたします。 2026年6月 日																							
議案 第1号			議案 第2号(下の候補者を除く)			議案 第3号			議案 第4号			議案 第5号			議案 第6号			議案 第7号					
賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否

株主様からご提案のあった第4号議案から第7号議案について、取締役会としては、いずれの議案も**反対**しています。詳細は後記をご参照ください。

↑ こちらを切り取ってご返送ください。

## こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

### 会社提案・取締役会の意見に **ご賛同いただける** 場合

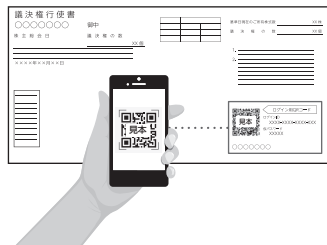
議案	第1号議案	第2号議案	下の候補者を除く	第3号議案	議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案
会社提案	賛	賛		賛	株主提案	賛	賛	賛	賛
	否	否		否		否	否	否	否

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

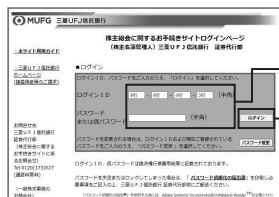
なお、機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリック。



- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

# 株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元と財務体質の強化を基本課題とし、業績と将来の見通しを勘案のうえ、配当を行う方針としております。

当期の業績及び財務状況に鑑み、従来計画より株主還元の充実を図るため、直近の配当予想より8円増配し、普通株式1株当たり38円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1

### 配当財産の種類

金銭

2

### 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金38円

配当総額 1,305,829,910円

3

### 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

## 第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役を1名増員することとし、新任の取締役候補者3名（うち社外取締役1名）を含む、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者  
番号

1

いい づか  
飯 塚

再任

生年月日

1958年6月28日生

取締役会への出席状況

17回/17回

所有する当社の株式数

26,800株

たかし  
隆

### 略歴、当社における地位及び担当

- 1982年4月 当社入社
- 2013年4月 当社東京本店営業統轄部長
- 2014年4月 当社東京本店副本店長兼営業統轄部長
- 2015年4月 当社執行役員東京本店長
- 2019年4月 当社常務執行役員東京本店長
- 2021年4月 当社常務執行役員営業本部長
- 2021年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長
- 2023年4月 当社代表取締役社長  
現在に至る

### 重要な兼職の状況

なし

### 取締役候補者とした理由

飯塚 隆氏は、当社において長年にわたり営業分野の業務に携わり、2015年4月からは国内の重要拠点である東京本店の本店長を歴任するなど、当社の国内建設事業に関する豊富な経験と見識を有しております。2023年4月には代表取締役社長に就任し、強いリーダーシップのもと当社の持続的成長及び企業価値の向上に貢献するものと期待し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2

おお しま よし のぶ  
**大 島 義 信**

**再任**

生年月日

1973年10月17日生

取締役会への出席状況

17回/17回

所有する当社の株式数

109,489株

#### 略歴、当社における地位及び担当

- 2007年4月 京都大学大学院工学研究科助教
- 2008年5月 同大学大学院工学研究科特定准教授
- 2015年4月 国立研究開発法人土木研究所構造物メンテナンス研究センター主任研究員
- 2020年4月 当社入社顧問
- 2020年6月 関東興業株式会社取締役（現任）
- 2021年4月 当社執行役員社長室長
- 2021年6月 当社取締役執行役員社長室長
- 2022年4月 当社取締役常務執行役員社長室長
- 2023年4月 当社取締役副社長  
現在に至る

#### 重要な兼職の状況

関東興業株式会社取締役

#### 取締役候補者とした理由

大島義信氏は、京都大学大学院工学研究科特定准教授や国立研究開発法人土木研究所構造物メンテナンス研究センター主任研究員を務めるなど、研究者としての豊富な専門知識と経験を有しております。当社入社後は、社長室長及び副社長として経営全般に携わっており、候補者の幅広く、かつ、専門的な知見は、当社の持続的成長及び企業価値の向上に貢献するものと期待し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3

お 小 古 山  
ご やま

再任

生年月日

1961年7月19日生

取締役会への出席状況

16回/17回

所有する当社の株式数

19,300株

のぼる  
昇

#### 略歴、当社における地位及び担当

1985年4月 当社入社  
2005年4月 当社東京建築センター工事長  
2007年4月 当社国内建設事業本部建設企画部長  
2009年4月 当社経営企画部長  
2011年4月 当社社長室長  
2012年4月 当社執行役員社長室長  
2013年4月 当社執行役員国内建設事業本部事業統轄部長  
2016年4月 当社執行役員九州支社長  
2019年4月 当社常務執行役員国内建設事業本部長  
2021年4月 当社常務執行役員総務部長  
2023年6月 当社取締役常務執行役員  
現在に至る

#### 重要な兼職の状況

なし

#### 取締役候補者とした理由

小古山昇氏は、長年にわたり国内建設事業に携わり、2016年4月から九州支社長、2019年4月から国内建設事業本部長を歴任するなど、現場に精通した豊富な経験と知識を有しております。また、経営企画部長や総務部長等の本社機能に関する幅広い経験を有することから、当社の持続的成長及び企業価値の向上に貢献するものと期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

4

たか お  
**高 尾**

**新任**

生年月日  
1966年2月23日生

所有する当社の株式数  
5,800株

いさお  
**功**

略歴、当社における地位及び担当

1988年4月 不動産建設株式会社入社  
2004年4月 当社入社  
2006年4月 当社東京建築センター建築作業所工事長  
2011年4月 当社名古屋支社工事部長  
2016年4月 当社名古屋支社営業統轄部長  
2018年4月 当社名古屋支社副支社長  
2021年4月 当社執行役員名古屋支社長  
2025年4月 当社常務執行役員国内建設事業本部長  
現在に至る

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

高尾 功氏は、長年にわたり国内建設事業に携わり、2021年4月から名古屋支社長、2025年4月から国内建設事業本部長を歴任するなど、現場に精通した豊富な経験と組織マネジメントに関する実績・ノウハウを有していることから、当社の持続的成長及び企業価値の向上に貢献するものと期待し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

5

まえ ざわ  
**前 澤**

**新任**

生年月日  
1965年1月3日生

所有する当社の株式数  
2,700株

たかし  
**孝**

略歴、当社における地位及び担当

1983年4月 当社入社  
2013年4月 当社経理部長  
2024年4月 当社執行役員経理部長  
2026年4月 当社執行役員  
現在に至る

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

前澤 孝氏は、長年にわたり情報システム、総務、人事、経理部門等の幅広い領域に携わり、2013年4月から経理部長に就任するなど、本社機能に関する幅広い経験を有するとともに、国内子会社の監査役を務めるなど、財務や経営に関する幅広い経験を有することから当社の持続的成長及び企業価値の向上に貢献するものと期待し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

6

ふく だ まこと  
**福田 誠**

**再任** **社外** **独立役員**

生年月日

1942年6月20日生

取締役会への出席状況

17回/17回

所有する当社の株式数

13,100株

社外取締役在任年数（本總會終結時）

11年

#### 略歴、当社における地位及び担当

1965年4月 八幡製鐵株式會社入社  
1997年6月 新日本製鐵株式會社取締役鉄構海洋事業部長  
1999年6月 不動建設株式会社専務取締役  
2001年4月 同社代表取締役社長  
2004年4月 成田国際空港株式会社監査役  
2004年5月 当社入社非常勤顧問  
2005年6月 九州石油株式会社常任監査役  
2015年7月 当社取締役  
現在に至る

#### 重要な兼職の状況

なし

#### 社外取締役候補者とした理由・期待される役割の概要

福田 誠氏は、建設業界における経営者としての経験と知識を有しており、また、監査役として経営の監査に携わられた経験を基に、様々な助言を行うなど当社の経営監督機能及び内部統制の強化に貢献されており、社外取締役としての職責を果たしております。当社の経営に対し有益なご助言をいただけるものと期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

7

こ たか みつ はる  
小 高 光 晴

再任 社外 独立役員

生年月日

1974年3月22日生

取締役会への出席状況

17回/17回

所有する当社の株式数

16,100株

社外取締役在任年数（本總會終結時）

6年

#### 略歴、当社における地位及び担当

2002年4月 株式会社マリンドリーム入社  
2008年5月 同社取締役  
2017年8月 関東興業株式会社入社  
同社経理部長  
2019年6月 同社取締役  
2020年6月 当社取締役（現任）  
2021年8月 株式会社マリンドリーム監査役（現任）  
2022年6月 関東興業株式会社常務取締役  
2023年1月 株式会社MBサービス代表取締役社長（現任）  
2025年10月 関東興業株式会社専務取締役（現任）  
現在に至る

#### 重要な兼職の状況

株式会社マリンドリーム監査役  
関東興業株式会社専務取締役  
株式会社MBサービス代表取締役社長

#### 社外取締役候補者とした理由・期待される役割の概要

小高光晴氏は、当社グループと異なる事業分野で活躍されており、また、財務会計の幅広い知識を有しておられ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、広範な視点から独立性を持った経営全般の監視と有効な助言を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

まつ だ ひろし  
**松 田 浩****新任** **社外** **独立役員**生年月日  
1957年8月19日生所有する当社の株式数  
0株

## 略歴、当社における地位及び担当

1982年4月 長崎大学工学部助手  
 1988年5月 同大学工学部講師  
 1991年4月 同大学工学部助教授  
 2003年4月 同大学工学部教授  
 2011年10月 同大学副学長兼情報メディア基盤センター長  
 2024年9月 九州工業大学監事（現任）  
 現在に至る

## 重要な兼職の状況

九州工業大学監事

## 社外取締役候補者とした理由・期待される役割の概要

松田 浩氏は、大学・研究機関等において長年にわたり土木工学の研究に従事し、また、副学長や監事として学校経営全般にも携わるなど、豊富な専門的知識と経営経験を有しております。当社は、これらの知見と経験を活かし、当社経営全般の監督や土木事業の発展、及び技術教育に関して有益な助言をいただけるものと期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりです。  
 小高光晴氏は、株式会社マリンドリームの監査役、関東興業株式会社の専務取締役及び株式会社MBサービスの代表取締役社長を兼任しております。各社と当社との間には「2. 会社の株式に関する事項(4)大株主」に記載のとおり資本関係があり、関東興業株式会社は当社に工事の発注をしておりますが、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。  
 なお、他の候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 高尾 功、前澤 孝及び松田 浩の3氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 福田 誠、小高光晴及び松田 浩の3氏は、社外取締役候補者であります。  
 小高光晴氏は、1999年10月から2002年3月までの間、当社の子会社である大島興業株式会社の業務執行者でありました。  
 なお、当社は福田 誠、小高光晴の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本総会において、両氏の再任が承認された場合、当社は引き続き両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。また、松田 浩氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、取締役福田 誠及び小高光晴の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が定める額としており、本総会において、両氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また松田 浩氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は特約部分も含め全額当社が負担しております。本議案でお諮りする候補者のうち再任の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後被保

険者となります。

当該保険契約は、特約部分も合わせ被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することを内容としております。なお、填補額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役中野功一郎氏が辞任されます。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであり、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

かとうより のぶ  
加藤 頼 宣

新任

生年月日

1959年4月28日生

所有する当社の株式数

39,900株

### 略歴、当社における地位

2009年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行渋谷支社長  
2011年7月 当社入社執行役員  
2012年4月 当社常務執行役員  
2012年6月 当社取締役常務執行役員国内建設事業本部副本部長  
2013年4月 当社取締役常務執行役員  
2015年4月 当社取締役専務執行役員  
2026年4月 当社取締役  
現在に至る

### 重要な兼職の状況

なし

### 監査役候補者とした理由

加藤頼宣氏は、2012年6月から取締役として経営に参画するとともに、専務執行役員として経営企画、不動産、総務、人事に加え海外事業の分野を歴任し、中期経営計画の達成に向け強い指導能力を持って統括してまいりました。候補者は、業務執行を監督するための幅広い知見を有していることから、経営全般の監視と有効な助言を期待し、新たに監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 加藤頼宣氏は新任の監査役候補者であります。  
2. 加藤頼宣氏と会社との間に特別の利害関係はありません。  
3. 加藤頼宣氏は、2026年6月26日をもって当社取締役を退任する予定であります。  
4. 当社は、本総会において、加藤頼宣氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の額限度額は法令が定める額としております。  
5. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は特約部分も含め全額当社が負担しております。加藤頼宣氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。

当該保険契約は、特約部分も合わせ被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することを内容としております。なお、填補額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

第2・3号議案が承認された後の取締役及び監査役が有する専門性と経験（スキルマトリックス）

氏名	企業経営 経営戦略	建設技術	営業	イノベーシ ョン・DX	人事・労務	財務・会計	法務・ コンプライ アンス
飯塚 隆	●	●	●	●			
大島 義信	●	●		●			
小古山 昇	●	●	●		●		●
高尾 功	●	●	●	●			
前澤 孝					●	●	
福田 誠	●	●					
小高 光晴	●					●	
松田 浩	●	●		●			
後藤 俊二		●		●			
加藤 頼宣	●				●	●	●
山谷 耕平						●	●
関澤 秀哲	●				●		●

### < 株主提案（第4号議案から第7号議案まで） >

第4号議案から第7号議案は、株主様からのご提案によるものであります。当社取締役会としては、後述のとおりいずれの議案にも反対しております。

なお、議案の要領及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

## 第4号議案 定款一部変更（相談役・顧問等の廃止）の件

### （1）議案の要領

当社の定款を以下のとおりに変更及び新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した章及び条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役および役付取締役)  第21条（省略） 2. 取締役会は、その決議によって取締役名誉会長、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、 <u>取締役相談役</u> 、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。  （新設）	(代表取締役、 <u>役付取締役</u> および <u>相談役・顧問等</u> ) 第21条（省略） 2. 取締役会は、その決議によって取締役名誉会長、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 3. <u>当会社は、当会社の取締役を退任した者を相談役、顧問等の名称を用いた役職者（以下「相談役・顧問等」）に就任させず、また、当会社の子会社又は関連会社の相談役・顧問等に就任させない。</u>

## (2) 提案の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスに課題がある。当社が保有し、時価総額の約2割に相当する100億円程度の価値があると推計できる東京・千代田の高級住宅街に位置する五番町ナカノビルは、1987年に当社元社長である大島義和名誉会長主導で建設され、当社がバブル崩壊後に、オフィスのある1-4階の区分所有権を大島氏などから順次取得した一方で、最上階5階に居住する大島氏の利便性を優先した構造が温存された。大島氏の居宅に隣接する4階屋上のバルコニーに大島氏がプールやテラスを設置し、敷地南側にある通用口から大島氏居宅の動線部分も併せて個人利用してきた。

一方で、五番町ナカノビルから徒歩5分の近隣に位置する本社フロアの一部を当社は賃貸しており、五番町ナカノビルは売却するなど、オフィス機能と後述する巨額の賃貸等不動産ポートフォリオの集約・見直しが当社の企業価値向上への方策となるが、大島義和名誉会長が居住しているために、当社の資本効率を引き下げる大型資産として放置されている。

大島氏は、2004年に社長から退任したものの、相談役・顧問等の地位に相当する名誉会長のポストにあり、報酬も得ている。このため、当社の経営陣が名誉会長の意向を忖度して、当社のキャピタル・アロケーションの見直しや果敢な意思決定に躊躇するリスクが高い。

経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」(50頁)では、社長経験者が会社に相談役・顧問として残る場合、「会社経営についての責任を有さない相談役・顧問による現役の経営陣への不当な影響力の行使」や「誰が実質的に経営のトップを担っているかわからない事態が生じるという弊害」が生じる可能性を指摘している。

## 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案について「**反対**」いたします。

当社及び当社グループでは、名誉会長を含め元取締役が経営の意思決定に関する会議などには一切出席しておらず、当社の業務執行は、独立性と実効性を備えた取締役会の監督のもと、取締役社長をはじめとした経営陣幹部によって適切に行われておりますので、元取締役という地位により当社経営の意思決定に不当な影響を及ぼすようなことはございません。そのため、本議案で提案された内容を定款に定める必要はないと考えております。

## 第5号議案

# 定款一部変更（取締役および相談役・顧問等の報酬の個別開示）の件

### （1）議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(取締役の報酬等) 第23条（省略） <u>2. 取締役および相談役・顧問等の報酬等については、毎年、事業報告および有価証券報告書において、個別に報酬額、内容および決定方法を開示する。</u>

### （2）提案の理由

第83期有価証券報告書によれば、当社は2025年3月末時点で時価総額のほぼ半分の額である227億円もの賃貸等不動産を保有しており、その含み益（税後）を勘案すると、実質的なPBR（株価純資産倍率）が0.8倍程度にとどまる。加えて、2025年12月末時点で339億円ある現預金、固定資産に計上された投資有価証券54億円を抱えており、当社はキャピタル・アロケーションに課題がある。

こうした過剰資本の源泉は、事業リスク以上の資本コストと本業で稼ぐ力を十分に反映しない株主資本利益率（ROE）をもたらすが、当社が2025年3月に発表した中期経営計画は業績目標を掲げただけで、資本効率改善策の記載が皆無であり、バリュエーション向上の意思を欠き、少数株主保護にもとる。

そもそも、大島氏の子息である大島義信氏や創業家と関係の深い取引先幹部が取締役に就く

など、当社は創業家支配の色彩が強い。取締役の個別報酬は、取締役会が当社の直面する課題をどのように評価し、それを個別の取締役の報酬にどのように反映しているかを示すが、当社のコーポレート・ガバナンスとキャピタル・アロケーションの問題の原因を明らかにすべく、取締役および相談役・顧問等の報酬の個別開示が必要となる

コーポレートガバナンス・コードは、「原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)」の補充原則4-2①において、「取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。」と定めているが、当社の取締役の報酬制度は、株主共同の利益に資する仕組みとはなっていない。実際のところ、当社が2025年10月31日に開示したコーポレートガバナンス報告書によると、当社取締役の報酬は資本効率やROEといった少数株主の利益に資する指標に連動していないだけでなく、固定報酬のみであり、大島義和名誉会長の報酬も開示されていない。

## 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案について「**反対**」いたします。

当社の取締役の報酬は固定報酬としておりますが、その個別の報酬額は、職位、在任年数、職務執行に対する評価及び会社業績等を総合的に勘案して定めることを基本方針としております。また、個別の報酬額の決定は代表取締役社長に一任されておりますが、代表取締役社長は、上記の事項を勘案し、かつ、他の取締役とも協議の上でこれを決定しております。また、当社は、これまでも法令に従い、取締役の各年度の報酬等については、役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を有価証券報告書において適正に開示しております。このような状況を踏まえれば、本議案で提案された内容を定款に定める必要はないと考えております。

## 第6号議案 剰余金の処分の件

### (1) 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

#### ア 配当財産の種類

金銭

#### イ 1株当たり配当額

金100円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金100円）

#### ウ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2026年3月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

#### エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

#### オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の日翌営業日から起算して、3週間後の日

### (2) 提案の理由

当社の賃貸用不動産、現預金、投資有価証券は資本コストに満たないリターンしか期待できないノンコア資産であり、その合計額は約620億円と時価総額の120%超に到達している。

株主資本の肥大化がさらに膨らみ、実質的なPBR1倍割れが長期化することで、企業・株主価値が毀損し続けるリスクを勘案するならば、当社の資本効率が悪化し続ける悪循環に歯止めをかけるべく、本格的な株主還元を踏み切ることこそが、少数株主保護に資する。

東京証券取引所が策定したコーポレートガバナンス・コードは、「原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表」において、「経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益

力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。」と定めるが、当社が2025年3月に発表した中期経営計画は、PBR改善に向けた数値的な具体性に欠け、当社は「株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明」することを怠っている。

そこで、少なくとも100%の配当性向が必要となり、上記（1）に記載のとおり、2026年3月期の当社業績見通しの1株当たり100円を株主に配当するよう提案するものである。

## 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案について「**反対**」いたします。

当社は従来より、株主の皆様に対する利益還元と財務体質の強化を基本課題とし、業績と将来の見通しを勘案のうえ、配当を行う方針としております。その配当方針を踏まえ、2026年3月期(第84期)から2028年3月期(第86期)の3ヵ年を計画期間とする中期経営計画「中計86」のもと、中長期的な成長と収益力向上に向けた投資計画のための資金確保と事業継続性の維持に必要な資金とのバランスを図りつつ、配当性向30%を目安に、DOE1.5%を下限値とし、株主還元を実施していく方針としております。

以上の方針に基づき、2026年3月期の年間配当につきましては、2026年5月8日に公表のとおり、1株当たり38円とすることを予定しております。

## 第7号議案 自己株式の取得の件

### (1) 議案の要領

会社法156条1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数176万株、取得価格の総額26億円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

### (2) 提案の理由

時価総額に対して不釣り合いに大きい不動産・金融資産等や過剰資本を放置したままでは、非効率的な資本配分を是正できない。よって、抜本的な自社株買いが必要となる。

当社が抱える賃貸用不動産、現預金、投資有価証券の合計は約620億円と時価総額の120%超に達しており、自己株式の取得原資は十分にある。提案した株式総数は、当社株式の過去1年の売買高の10%に相当し、流動性の観点からしても、市場が十分に吸収できる合理的な水準である。

## 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案について「**反対**」いたします。

当社は、前述のとおり中期経営計画「中計86」を策定し、国内建設事業のさらなる収益性改善と海外建設事業の拡大を図ることで、経営基盤の改革を推進していく方針としております。また、株主還元方針としては、財務健全性の維持向上と成長に向けた投資の財源確保を考慮して、配当性向30%を目安に、DOE1.5%を下限値とし、安定的な株主還元を実施していくこととしております。これに対し、本議案のように多額の資金を費やし自己株式取得を実施することは、「中計86」に基づく成長投資等を困難にし、当社の企業価値向上や持続的成長に資するものではないと考えております。

以上

## 1 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に底堅く推移し、緩やかな回復基調が続きました。一方で、米国の通商政策の動向や不安定な国際情勢に加え、為替動向や金融政策の変化等の影響により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

国内建設市場におきましては、国土強靱化関連の公共投資が堅調に推移したほか、民間設備投資についても、製造業の国内回帰やデジタルインフラ整備の進展を背景として堅調に推移し、建設需要は安定的に推移しました。一方で、資機材価格の高止まりや労務費の上昇に加え、資材調達環境の不安定化と技能労働者不足の深刻化により、工期の長期化や採算性への影響が顕在化するなど、事業環境は厳しい状況が続いております。

当社が進出している東南アジアの海外建設市場におきましては、インフレ抑制に向けた金融引き締めの緩和や円安の影響を受けるとともに、サプライチェーン再編に伴う生産拠点の移転や、AI需要の拡大によるデータセンター建設、経済成長を背景とした高機能物流施設への投資が進展しており、今後も市場の拡大が期待されております。

このような経営環境の中、当社グループは2025年4月よりスタートいたしました中期経営計画「中計86」のもと、「国内建設事業のさらなる収益性改善」と「海外建設事業の拡大」を推進してまいりました。

国内建設事業では、人材の採用強化と育成体制の充実、技術力を基盤とした対応力の強化、海外建設事業では、事業拡大を目指し、営業力の強化と拠点体制の拡充を行い、着実な成果を得ることができました。

これらの結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

当連結会計年度の建設受注高は、1,312億6千4百万円（前期比116億3千万円減）となりました。当期受注の主なものは、国内では、(株) ライフドリンクカンパニー御殿場工場第二製造ライン建設工事「発注者 株式会社ライフドリンクカンパニー」、(仮称) 岩槻物流開発PJ計画新築工事「発注者 オー・ティー・ツー特定目的会社」、(仮称) 東区箱崎1丁目計画新築工事「発注者 株式会社オープンハウス・ディベロップメント」、四日市三交ビルANNEX計画 新築工事「発注者 三交不動産株式会社」などであります。

また、海外では、ヨコガワエレクトリックアジア 設備棟新築工事（シンガポール）〔発注者 ヨコガワエレクトリックアジアPte.Ltd.（横河電機株式会社）〕、ハミルトン・エアロスペース工場新築工事（シンガポール）〔発注者 Hamilton Sundstrand Pacific Aerospace Pte Ltd〕、KAWAJUN工場新築工事（インドネシア）〔発注者 PT Kawajun Industry Indonesia（河淳株式会社）〕、ハイテックラバー工場新築工事〔発注者 Hi-Tech Rubber Products Co.,Ltd.〕などを受注いたしました。

当連結会計年度の売上高は、建設事業1,365億5千5百万円（前期比274億7千万円増）に不動産事業他15億1千6百万円（前期比6千1百万円増）を合わせ、1,380億7千1百万円（前期比275億3千2百万円増）となりました。

当期完成工事の主なものは、国内では、羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備実施設計及び施工業務〔発注者 大阪府羽曳野市〕、ダイキンファインテック新工場建設プロジェクト〔発注者 ダイキンファインテック株式会社〕、大熊ダイヤモンドデバイス第1工場新築工事〔発注者 大熊ダイヤモンドデバイス株式会社〕、下関工場第5工場新築工事〔発注者 株式会社ブリヂストン〕などであります。また、海外では、Vivocity 地下2階改修工事（シンガポール）〔発注者 DBS Trustee Limited (Trustee of Mapletree Pan Asia Commercial)〕、ラムリサーチ クリム工場新築工事（マレーシア）〔発注者 LAM Research International Sdn. Bhd.〕、ESRAS-RDB02（ESRAS第2期工事）（タイ）〔発注者 ESR Asia Suvarnabhumi Co., Ltd.〕、パーカープロセッシングベトナム第2工場新築工事（ベトナム）〔発注者 Parker Processing Vietnam Co.,Ltd.〕などあります。

以上の結果、連結の次期繰越工事高は、1,483億4千5百万円（前期比52億9千万円減）となりました。当連結会計年度の損益面におきましては、営業利益53億7千5百万円（前期比20億9千4百万円増）、経常利益は59億9千6百万円（前期比22億7千1百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は43億8千5百万円（前期比14億8千万円増）となりました。

<受注高・売上高・繰越高>

① 連結

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	国 内	84,325	86,546	75,500	95,371
	海 外	69,310	44,718	61,054	52,973
	計	153,636	131,264	136,555	148,345
不 動 産 事 業		—	—	1,368	—
そ の 他 の 事 業		—	—	147	—
合 計		153,636	131,264	138,071	148,345

(注) 不動産事業及びその他の事業では、受注生産を行っていないことから、売上高以外の計数はございません。

② 個別

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	建 築	79,951	82,676	70,193	92,433
	土 木	3,125	1,557	2,462	2,220
	計	83,076	84,233	72,656	94,653
不 動 産 事 業		—	—	1,320	—
そ の 他 の 事 業		—	—	91	—
合 計		83,076	84,233	74,068	94,653

(注) 不動産事業及びその他の事業では、受注生産を行っていないことから、売上高以外の計数はございません。

## (2) 設備投資及び資金調達の状況

特記すべき重要な設備投資及び資金調達はありません。

## (3) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区	分	第81期 (2022年度)	第82期 (2023年度)	第83期 (2024年度)	第84期 (当連結会計年度) (2025年度)	
受	注	高	121,538	112,102	142,895	131,264
売	上	高	114,459	107,415	110,538	138,071
親会社株主に帰属する 当期純利益		1,914	2,645	2,904	4,385	
1株当たり当期純利益		55.72円	76.98円	84.51円	127.60円	
総	資	産	79,673	80,616	80,669	100,783
純	資	産	37,839	42,159	44,458	51,392

(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、政府の経済・財政政策を背景に、国内では雇用・所得環境の改善等、引き続き緩やかな回復基調が続くことが期待されます。また、海外におきましても引き続きデータセンターをはじめとする高機能施設の需要が見込まれています。一方で、米国の政策動向や地政学リスクの高まりに加え、資材調達環境の変動や労務需給の逼迫等の影響による先行きの不透明感があり、引き続き予断を許さない事業環境が続くものと見込まれます。

このような状況のもと、当社グループは、「国内建設事業のさらなる収益性改善と海外建設事業の拡大」を基本方針に掲げ、3カ年の中期経営計画「中計86」の2年目として、目標達成に向けた施策を着実に推進してまいります。

国内建設事業では、技術力の強化による顧客対応の迅速化、実践的な教育の充実による人材力の向上、協力会社との連携強化による技能労働者の確保、コスト競争力の強化を通じて、収益性の更なる改善を図ってまいります。

海外建設事業では、外資系顧客への対応強化に加え、営業エリア及び事業領域の拡大を推進し、将来の成長に対応し得る各分野の体制強化に努め、事業の拡大を図ってまいります。

また、事業成長と収益力の更なる向上に向け、M&AやDXの推進、人的資本への投資等について具体的な実行を進めてまいります。あわせて、サステナビリティへの取組みとして、健康経営の推進やCDPスコアの向上等、企業価値向上に資する各種施策に取り組んでまいります。

「中計86」の各種施策を着実に実行することで、経営基盤の強化を図り、中長期的な成長に向けた基盤の構築を実現してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、当社、国内子会社10社及び海外子会社5社により構成されており、建設事業及び不動産事業を主な内容として事業活動を展開しております。

## (6) 主要な事業所（2026年3月31日現在）

### ① 当社の主要な事業所

国内	本店	(東京都千代田区九段北四丁目2番28号)		
	東京本店	(東京都千代田区)	東北支社	(宮城県仙台市)
	名古屋支社	(愛知県名古屋市)	大阪支社	(大阪府大阪市)
	九州支社	(福岡県福岡市)	土木部	(東京都千代田区)
	台東支店	(東京都台東区)	北海道支店	(北海道札幌市)
	北東北支店	(青森県八戸市)	関東支店	(千葉県千葉市)
	北関東支店	(埼玉県さいたま市)	横浜支店	(神奈川県横浜市)

### ② 子会社の主要な事業所

国内	株式会社NFリアルティ (東京都千代田区)
	株式会社NFエージェンシー (東京都千代田区)
	株式会社トライネットホールディングス (長野県飯田市)
海外	ナカノシンガポール (PTE.) LTD. (シンガポール)
	ナカノコンストラクションSDN.BHD. (マレーシア)
	PT.インドナカノ (インドネシア)
	タイナカノCO.,LTD. (タイ)
	ナカノベトナムCO.,LTD. (ベトナム)

## (7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 連結

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,394名	37名増

(注) 上記従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。

### ② 個別

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
790名	7名増	45.1歳	16.1年

(注) 上記従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。

## (8) 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
株式会社NFリアルティ	30百万円	100 %	不動産事業
株式会社NFエージェンシー	100百万円	100	不動産事業
株式会社トライネットホールディングス	81百万円	100	建設事業・不動産事業
ナカノシンガポール (PTE.) LTD.	15,000千SGD	100	建設事業
ナカノコンストラクションSDN.BHD.	1,000千MYR	100 (100)	建設事業
PT.インドナカノ	10,000百万IDR	100 (100)	建設事業
タイナカノCO.,LTD.	15,000千THB	49 (49)	建設事業
ナカノベトナムCO.,LTD.	500千USD	100 (100)	建設事業

- (注) 1. 議決権の所有割合 ( ) 内は、間接所有割合で内数であります。  
 2. タイナカノCO.,LTD.は、当社の持分は100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としております。  
 3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

上記の重要な子会社8社を含む連結子会社は15社であります。

### (9) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	50 百万円

### (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- |              |              |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 154,792,300株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 34,498,097株  |
| (3) 株主数      | 4,508名       |

#### (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公益財団法人大島育英会	7,156 千株	20.82 %
関東興業株式会社	4,350	12.65
大島義和	2,691	7.83
株式会社マリンドリーム	2,100	6.11
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	2,040	5.93
株式会社MBサービス	1,750	5.09
株式会社三菱UFJ銀行	1,647	4.79
LIM JAPAN EVENT MASTER FUND	1,035	3.01
ナカノ友愛会投資会	903	2.63
立花証券株式会社	737	2.14

(注) 上記持株比率は、自己株式(134,152株)を控除して計算しております。

#### (5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	飯 塚 隆	
取締役副社長	大 島 義 信	関東興業株式会社取締役
取 締 役	加 藤 頼 宣	専務執行役員
取 締 役	小古山 昇	常務執行役員
取 締 役	河 村 守 康	公益財団法人濃飛会理事長
取 締 役	福 田 誠	
取 締 役	小 高 光 晴	株式会社マリンドリーム監査役 関東興業株式会社専務取締役 株式会社MBサービス代表取締役社長
常勤監査役	中 野 功一郎	
常勤監査役	後 藤 俊 二	
監 査 役	山 谷 耕 平	弁護士（山谷法律事務所）
監 査 役	関 澤 秀 哲	

- (注) 1. 後藤俊二氏は、2025年6月26日開催の第83回定時株主総会において、新たに選任され、就任した監査役であります。
2. 棚田弘幸氏は、2025年6月26日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
3. 佐藤哲夫氏は、2025年6月26日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
4. 取締役のうち河村守康、福田 誠及び小高光晴の3氏は、社外取締役であり、また、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 監査役のうち山谷耕平及び関澤秀哲の両氏は、社外監査役であり、また、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 社外監査役山谷耕平氏は、金融業界での経理業務の経験と税理士資格を有していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 執行役員（2026年3月31日現在）

役 位	氏 名	担当又は主な役職
取締役 専務執行役員	加 藤 頼 宣	経理部管掌
取締役 常務執行役員	小古山 昇	総務部管掌
常務執行役員	高 尾 功	国内建設事業本部長
執行役員	村 松 正 秀	海外事業本部長
執行役員	石 渡 一 徳	東京本店長
執行役員	木 下 優	東京本店副本店長
執行役員	前 澤 孝	経理部長
執行役員	佐 藤 夏 樹	海外事業本部総務部長
執行役員	片 岡 清	ナカノシンガポール (PTE.) LTD.社長
執行役員	片 岡 和 男	ナカノコンストラクションSDN.BHD.社長
執行役員	松 本 正 雄	総務部長 兼 NFエージェンシー社長
執行役員	澤 里 純 市	東北支社長

- (注) 1. 2026年4月1日付で、奥野祐子、脇本高広の両氏が執行役員に就任いたしました。  
2. 当期中の退任執行役員

氏 名	退任時の役位
加 藤 頼 宣	専 務 執 行 役 員 (2026年3月31日)
石 渡 一 徳	執 行 役 員 (2026年3月31日)

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、非業務執行取締役（社外取締役を含みます。）及び監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。この定めにより、社外取締役河村守康、福田 誠、小高光晴の3氏並びに監査役中野功一郎、後藤俊二、山谷耕平、関澤秀哲の4氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

非業務執行取締役（社外取締役を含みます。）及び監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負担するものとし、責任限度額を超える部分については、当然に免責されるものであります。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は特約部分も含め全額当社が負担しております。

当該保険契約は、特約部分も合わせ被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することを内容としております。なお、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求及び法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等は、保険契約により填補されず、また、填補額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

### (5) 役員報酬等の内容の決定等に関する事項

#### ① 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬については、2008年6月27日開催の第66回定時株主総会において、報酬額年額4億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与等を含まないものとする。）と決議されております。当該第66回定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は0名）であります。

監査役の報酬については、2008年6月27日開催の第66回定時株主総会において、報酬額年額7千万円以内と決議されております。当該第66回定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

イ. 決定方針の内容の概要及び決定方法

2025年6月26日の取締役会において、各取締役の報酬については、毎月の固定報酬のみで構成すること、各取締役の職位、在任年数、職務執行に対する評価及び会社業績等を総合的に勘案する方針のもと代表取締役社長飯塚 隆に一任する旨を決議しております。

ロ. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が代表取締役社長飯塚 隆によって適切に定められるよう、報酬額の決定にあたっては、他の取締役とも協議の上でこれを決定しております。当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 監査役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

決定方針の内容の概要及び決定方法は次のとおりであります。

監査役の報酬額については、2008年6月27日開催の第66回定時株主総会において、報酬額年額7千万円以内の範囲内で決議されており、その個人別の報酬額については監査役の協議により決定されております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

委任を受け決定した者の氏名、地位及び担当並びに委任された権限の内容・理由等

当事業年度においては、2025年6月26日開催の取締役会において、代表取締役社長飯塚 隆に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の毎月の固定報酬の額の決定であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の当社事業に関する貢献度や評価に基づく固定報酬額を決定するには代表取締役社長が最も適していると判断しているからであります。

⑤ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分		報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	対象となる役員の員数 (人)
			固定報酬	
取締役(社外取締役を除く)		130	130	5
監査役(社外監査役を除く)		23	23	3
社外役員	社外取締役	22	22	3
	社外監査役	16	16	2
	計	39	39	5
合計		193	193	13

(注) 上記の支給人員には、2025年6月26日開催の第83回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役河村守康氏の重要な兼職先である公益財団法人濃飛会と当社の間には重要な取引その他関係はありません。

社外取締役小高光晴氏の重要な兼職先である株式会社マリンドリーム、関東興業株式会社、及び株式会社MBサービスの3社について、各社と当社との間には「2.会社の株式に関する事項(4)大株主」に記載のとおり資本関係があり、また、関東興業株式会社は当社に工事の発注をしておりますが、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。

社外監査役山谷耕平氏の重要な兼職先である山谷法律事務所と当社の間には重要な取引その他関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役河村守康氏は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、議案の意思決定過程で適宜意見を述べております。

社外取締役福田 誠氏は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、議案の意思決定過程で適宜意見を述べております。

社外取締役小高光晴氏は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、議案の意思決定過程で適宜意見を述べております。

社外監査役山谷耕平氏は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、議案の意

思決定過程で適宜意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会19回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

社外監査役関澤秀哲氏は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、議案の意思決定過程で適宜意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会19回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役河村守康氏は、客観的・中立的な立場から、その幅広い見識を当社の経営に活かし、積極的に経営全般に対する助言並びに意見を述べております。また、平素より緊密な連携を取り、適宜意見交換をしております。

社外取締役福田 誠氏は、取締役会において必要に応じ意見を述べるほか、適宜取締役と相互のコミュニケーションを取り、経営者としての経験に基づく専門的見地から経営上の管理・監督・助言を行っております。

社外取締役小高光晴氏は、当社グループと異なる事業分野で活躍された豊富な経験と財務会計の幅広い知識を基に、当社組織及び事業に対する多角的な見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

和泉監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況（2026年3月31日現在）

### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法の遵守はもとより、高い倫理観をもつ品位ある企業として社会に信頼され、また、社会に貢献するため、社是を基本理念とする行動憲章を定め、コンプライアンス体制維持の基本原則としております。
- ② 当社は、コンプライアンス担当部署として、コンプライアンス部を設置し、コンプライアンスに関する教育、指導を充実させ、職務執行が法令、定款及び当社諸規程に適合しているかチェックを行い、不断の努力によりコンプライアンス体制の維持・向上に努めております。
- ③ 当社は、コンプライアンス体制の実効性を高めるため、内部通報制度を導入しております。
- ④ 当社は、反社会的勢力及び団体との一切の関係を排除することを行動憲章に明記し、コンプライアンス・マニュアルの全役職員への配布、不当要求に関する対応研修会の開催及び対応窓口の整備等により全社的なバックアップ体制を整えております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務執行に係る情報・文書（電磁的記録を含む。以下、同じ。）の取扱いは、当社文書管理規程及びその他の規程に従い適切に保存し管理しております。
- ② 当社は、取締役の職務執行に係る情報・文書を取締役及び監査役が常時閲覧可能な体制となっております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、全社的なリスク管理が適切に行われているかをコンプライアンス部が統括して行っております。
- ② コンプライアンス部は、各担当部署が抽出したリスクについて分析し、全社的な見地から効果的にリスクを把握できる体制となっております。
- ③ コンプライアンス部が行う内部監査によって発見されたリスクは、適宜定められた手順により取締役会及び監査役会に報告されております。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、執行役員制度を導入しており、経営上重要な意思決定・監督機能と業務執行を分離することにより、業務の効率化を図っております。

- ② 当社は、中期計画及び単年度計画を策定しており、執行役員はその達成に向けて業務を遂行し、取締役会においてその進捗状況を管理しております。
- ③ 当社は、取締役会のもとに取締役社長が議長を務める経営会議を設け、取締役会での経営判断が効率的となるよう事前協議を行っております。

#### **(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社は、国内におきましては総務部及び経営企画部、海外におきましては海外事業本部がそれぞれグループ会社の業務遂行状況を把握しております。
- ② 当社は、関係会社管理規程の定めにより、グループ会社の業務執行に係る重要事項について、報告又は当社の承認を得ることを求め、グループ会社との間で定期的に会議を開催し、情報の伝達及び共有化を図るとともに、グループ会社の取締役等の業務執行が効率的に行われることを確保する体制となっております。
- ③ 当社は、グループ会社の事業推進に伴う損失の危険管理について、リスクの識別及び管理の重要性を認識、評価し分析を行うことで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制の構築に努めております。
- ④ 当社とグループ会社間の取引は適正に行われており、また、必要に応じ業務監査を行う体制となっております。
- ⑤ 当社は、内部監査規程その他関連する社内規程の定めにより、グループ会社の取締役等の業務執行が法令及び定款に適合することを確保する体制となっております。

#### **(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

当社は、監査役からの要請があった場合には補助すべき使用人（以下、「監査役担当」という。）を選任できることといたします。

#### **(7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役担当の人事異動等については、事前に監査役会に報告し、了承を得ることといたします。
- ② 監査役担当は、他の業務を兼務することなく、監査役の指揮命令の下職務を遂行し、また、その評価について監査役の意見を尊重することといたします。

#### **(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 常勤監査役は、取締役会に出席するだけでなく、必要に応じて社内会議等の資料を閲覧し、業務執行上の重要な情報を適時入手し意見を述べるができる体制となっております。
- ② 当社及びグループ会社の役職員は、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を

行っております。

③ 当社は、業務監査の状況及び内部通報制度の通報状況を監査役に速やかに報告できる体制を構築しております。

④ 当社は、監査役への報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備しております。

#### **(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

① 当社は、コンプライアンス部と監査役会との間で密接な連携を取り、監査役の監査が実効的に行われる体制となっております。

② 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は、監査役からの請求により、当社は速やかに支払うことといたします。

#### **(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社及び子会社から成る企業集団は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し、適切な運用に努めるとともに、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善を図ることといたします。

#### **(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)**

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

##### **(1) 内部統制システム全般**

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社のコンプライアンス部がモニタリングし、改善を進めております。

##### **(2) コンプライアンス**

当社は、当社及びグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報制度を導入しており、グループ各社に開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

##### **(3) リスク管理**

当社は、コンプライアンス部を設置し、リスク発生の未然防止並びにリスク管理に取り組む体制を構築しております。

コンプライアンス部は、当社グループ社員が取るべき行動規範を制定し、全社員に浸透を図っております。

また、コンプライアンス部は財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正性をモニタリングしております。監査等の結果は担当取締役及び監査役へ随時報告を行っております。

#### **(4) 品質・環境・安全衛生に関する管理**

当社は、内部監査部門であるコンプライアンス部が品質・環境に関する施策を、安全品質環境支援部が安全衛生に関する施策を統括し、方針に従い適確に実行されているかを監視し、必要に応じて是正措置の指導を行うとともに、その結果を経営会議へ報告しております。

また、取締役会は、会社の品質・環境・安全衛生に関する活動を監督するとともに、会社の持続的な成長とステークホルダーとの適切な協働の観点から、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題に積極的・能動的に取り組むよう努めております。

#### **(5) 監査役の監査**

監査役会は、独立社外監査役2名を含む監査役4名で構成されており、毎月開催の定例監査役会において、監査に関する重要事項の報告及び協議又は決議を行うとともに、四半期ごとに会計監査人及び関係部門との意見交換を行うほか、必要に応じて各部門への往査を行っておりますので、監査役の監査が実効的に行われることが確保されております。

---

**(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。**

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>72,099</b>	<b>流動負債</b>	<b>46,611</b>
現金預金	30,957	支払手形・工事未払金等	28,895
受取手形・完成工事未収入金等	35,757	短期借入金	50
有価証券	8	未払法人税等	1,071
未成工事支出金	1,420	未成工事受入金	11,400
不動産事業支出金	45	完成工事補償引当金	225
棚卸不動産	17	工事損失引当金	30
材料貯蔵品	7	賞与引当金	813
未収入金	2,369	その他	4,124
その他	1,711	<b>固定負債</b>	<b>2,780</b>
貸倒引当金	△194	繰延税金負債	1,549
<b>固定資産</b>	<b>28,684</b>	役員退職慰労引当金	50
<b>有形固定資産</b>	<b>18,017</b>	退職給付に係る負債	383
建物・構築物	5,835	その他	797
機械・運搬具・工具器具・備品	678	<b>負債合計</b>	<b>49,391</b>
土地	11,427	<b>純資産の部</b>	
リース資産	76	<b>株主資本</b>	<b>42,808</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,704</b>	資本金	5,061
のれん	184	資本剰余金	1,400
借地権	1,409	利益剰余金	36,383
その他	111	自己株式	△37
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,961</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>6,937</b>
投資有価証券	5,978	その他有価証券評価差額金	2,522
退職給付に係る資産	2,619	為替換算調整勘定	3,105
繰延税金資産	57	退職給付に係る調整累計額	1,309
その他	312	<b>非支配株主持分</b>	<b>1,646</b>
貸倒引当金	△6	<b>純資産合計</b>	<b>51,392</b>
<b>資産合計</b>	<b>100,783</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>100,783</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
<b>売上高</b>		
完成工事高	136,555	
不動産事業売上高	1,368	
その他の事業売上高	147	138,071
<b>売上原価</b>		
完成工事原価	122,977	
不動産事業売上原価	563	
その他の事業売上原価	83	123,624
<b>売上総利益</b>		
完成工事総利益	13,577	
不動産事業総利益	804	
その他の事業総利益	63	14,446
販売費及び一般管理費		9,070
<b>営業利益</b>		<b>5,375</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	487	
為替差益	110	
持分法による投資利益	13	
その他	33	644
<b>営業外費用</b>		
支払利息	22	
その他	1	23
<b>経常利益</b>		<b>5,996</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	3	
投資有価証券償還益	17	21
<b>特別損失</b>		
減損損失	108	
その他	17	125
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>5,892</b>
法人税、住民税及び事業税	1,856	
法人税等調整額	△340	1,516
<b>当期純利益</b>		<b>4,375</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		△9
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>4,385</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年4月1日残高	5,061	1,400	32,754	△36	39,180
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△756		△756
親会社株主に帰属する当期純利益			4,385		4,385
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	3,628	△0	3,628
2026年3月31日残高	5,061	1,400	36,383	△37	42,808

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
2025年4月1日残高	1,450	1,557	647	3,655	1,622	44,458
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△756
親会社株主に帰属する当期純利益						4,385
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	1,071	1,547	662	3,281	23	3,305
連結会計年度中の変動額合計	1,071	1,547	662	3,281	23	6,933
2026年3月31日残高	2,522	3,105	1,309	6,937	1,646	51,392

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 15社

全ての子会社を連結の範囲に含めております。

主要な連結子会社の名称

株式会社NFリアルティ、株式会社NFエージェンシー、株式会社トライネットホールディングス、ナカノシンガポール (PTE.) LTD.、ナカノコンストラクションSDN.BHD.、PT.インドナカノ、タイナカノCO.,LTD.、ナカノベトナムCO.,LTD.

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 3社

主要な会社等の名称 竜峡レミコン株式会社他2社

##### (2) 持分法を適用しない関連会社の名称等

主要な会社等の名称 国立泉学校給食株式会社他1社

持分法を適用していない理由

持分法を適用しない関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

##### (3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社トライネットホールディングス及びそのグループ子会社の決算日は1月31日であります。なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等…………… 主として移動平均法による原価法

###### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金…………… 個別法による原価法

不動産事業支出金…………… 個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

棚卸不動産…………… 個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

材料貯蔵品…………… 最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

在外連結子会社は、主として定額法によっております。

###### ②無形固定資産（リース資産を除く）及びのれん

無形固定資産（リース資産を除く）については、定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれんについては、5年間の定額法を採用しております。

###### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、一部の在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき財務諸表を作成しており、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則として全てのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

また、在外連結子会社は、個別債権の回収不能見込額を計上しております。

#### ②完成工事補償引当金

当社及び国内連結子会社は、完成工事に係る契約不適合責任に基づき要する費用に備えるため、過年度の実績に基づき当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上しております。

#### ③工事損失引当金

当社及び連結子会社は、受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち重要な損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について損失見込額を計上しております。

#### ④賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員に対し支給する賞与の支払に充てるため、実際支給見込額を基礎として当連結会計年度に対応する額を計上しております。

#### ⑤役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員退職慰労金の支給に備えるため、規程に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

#### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社グループは建築物等の建設及び設計を請け負う総合建設業を主たる事業として営んでおり、顧客との契約に基づいた仕様での建物等の建設及び設計を行い、契約対価と引き換えに、顧客へ引き渡すことが主たる義務となっております。

当社グループが収益を認識する時点は、主として財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転するため、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることはできないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

II 収益認識に関する注記

1. 収益の分解

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他の事業 (注)	合計
	建設事業			不動産事業				
	日本	東南 アジア	計	日本	東南 アジア	計		
一時点で移転される財	4,017	—	4,017	23	—	23	146	4,187
一定の期間にわたり移転される財	71,483	61,054	132,537	10	—	10	0	132,548
顧客との契約から生じる収益	75,500	61,054	136,555	33	—	33	147	136,736
その他の収益	—	—	—	1,331	4	1,335	—	1,335
外部顧客への売上高	75,500	61,054	136,555	1,364	4	1,368	147	138,071

(注) 「その他の事業」は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、再生可能エネルギー事業（太陽光・風力発電事業）及び保険代理業等であります。

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

### ①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	8,899	18,212
契約資産	18,022	17,544
契約負債	9,796	11,400

契約資産は、主に工事請負契約等により、進捗度の測定に基づいて認識した収益に係る未請求の完成工事未収入金であり、これらは、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に工事請負契約等における顧客からの未成工事受入金であります。これらは、収益の認識に伴い、取り崩されます。

当連結会計年度において、契約資産が477百万円減少した主な理由は、履行義務の充足による増加及び契約条件に従った対価の受領による減少であります。

また、当連結会計年度において、契約負債が1,603百万円増加した主な理由は、未成工事受入金の受領による増加及び履行義務の充足による減少であります。

なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務に対して認識した収益に重要性はありません。

### ②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、148,354百万円であります。当該残存履行義務は、主に工事請負契約に関するものであり、工事の進捗に応じて最長4年間で収益を認識することを見込んでおります。

## Ⅲ 表示方法の変更に関する注記

### 連結損益計算書

前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めておりました「投資有価証券償還益」（前連結会計年度2百万円）については、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度において「特別損失」に区分掲記しておりました「訴訟関連損失」（前連結会計年度29百万円）については、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「特別損失」の「その他」に含めております。

#### Ⅳ 会計上の見積りに関する注記

##### 工事契約における収益認識

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定期間にわたり収益を認識する方法による完成工事高 132,537百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

完成工事高の計上は、主に財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識する方法によっており、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。当該見積りは、労務費及び資機材費の高騰などにより、総工事原価見積額や発生原価が当初の見積りより大幅に増加した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、一定期間にわたり収益を認識する方法による完成工事高の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

#### Ⅴ 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

下記の資産は、当座貸越契約の担保に供しております。

なお、投資有価証券1,250百万円には、当社の関係会社と金融機関との間で締結した融資契約に基づき担保とした関係会社株式4百万円を含んでおります。

建物	516百万円
土地	5,487百万円
投資有価証券	1,250百万円
計	<hr/> 7,255百万円

2. 有形固定資産に係る減価償却累計額 7,712百万円

3. 保証債務

ナカノシンガポール (PTE.) LTD.及びその子会社の受注工事に係る金融機関等の工事履行保証に対する債務保証 5,049百万円

4. 未成工事支出金及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示することとしております。

なお、当連結会計年度末においては、工事損失引当金に対応する未成工事支出金はありません。

## Ⅵ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式

34,498,097株

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	756	22.00	2025年3月31日	2025年6月27日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,305	利益剰余金	38.00	2026年3月31日	2026年6月29日

## Ⅶ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等により行い、また、資金調達については金融機関借入等による方針であります。デリバティブ取引は、外貨建取引に係る為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社グループは、リスク管理方針に基づき各金融商品ごとに管理しております。

受取手形及び完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び与信管理を行うことにより、主な取引先の信用状況を把握する体制となっております。

有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに対しては、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

借入金の流動性リスクに対しては、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内管理規程に基づき、実行及び管理を行っており、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関と取引を行うこととしております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 受取手形・完成工事未収入金等 貸倒引当金 (※2)	35,757 △192		
	35,565	35,565	—
(2) 有価証券及び投資有価証券 (※3)			
その他有価証券			
株式	4,451	4,451	—
社債	100	100	—
その他	13	13	—
資産計	40,130	40,130	—
長期借入金 (※4)	50	50	—
負債計	50	50	—

(※1) 現金預金、未収入金、支払手形・工事未払金等、短期借入金、未払法人税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、それぞれ記載を省略しております。

(※2) 受取手形・完成工事未収入金等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,420百万円）は、市場価格のない株式等に該当するため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(※4) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,451	—	—	4,451
社債	—	100	—	100
その他	—	13	—	13
資産合計	4,451	113	—	4,565

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
受取手形・完成工事未収入金等	—	35,565	—	35,565
資産合計	—	35,565	—	35,565
長期借入金	—	50	—	50
負債合計	—	50	—	50

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類し、社債及びその他については市場での取引頻度は低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を回収までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と新規に同様の借り入れを行った場合に想定される利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## VIII 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都及びその他の地域において、賃貸オフィスビル、賃貸商業施設及び賃貸住宅を所有しております。2026年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は773百万円（賃貸収益は不動産事業売上高に、賃貸費用は不動産事業売上原価に計上）であります。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 期中増減額	当連結会計年度 期末残高	当連結会計年度 期末時価
13,086	△123	12,962	23,953

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
 2 期中増減額のうち、主な増加額は、不動産取得（65百万円）などによるものであり、主な減少額は、減価償却（203百万円）などによるものであります。  
 3 期末時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づく金額又は自社で合理的に算定した金額であります。

## IX 1株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,447円62銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 127円60銭   |

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>36,167</b>	<b>流動負債</b>	<b>28,260</b>
現金預金	14,893	電子記録債務	4,207
電子記録債権	962	工事未払金	9,394
完成工事未収入金	16,478	短期借入金	50
未成工事支出金	1,086	リース債務	59
不動産事業支出金	43	未払法人税等	644
材料貯蔵品	6	未成工事受入金	10,433
未収入金	1,464	完成工事補償引当金	225
その他	1,232	工事損失引当金	4
		賞与引当金	789
		その他	2,451
<b>固定資産</b>	<b>26,599</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,184</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>16,798</b>	リース債務	22
建物・構築物	5,338	繰延税金負債	424
機械・運搬具	257	退職給付引当金	29
工具器具・備品	97	その他	708
土地	11,031	<b>負債合計</b>	<b>29,444</b>
リース資産	73	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>217</b>	<b>株主資本</b>	<b>31,016</b>
借地権	121	資本金	5,061
その他	96	資本剰余金	1,400
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,582</b>	資本準備金	1,400
投資有価証券	4,277	利益剰余金	24,591
関係会社株式	4,440	その他利益剰余金	24,591
前払年金費用	706	繰越利益剰余金	24,591
その他	164	自己株式	△37
貸倒引当金	△6	<b>評価・換算差額等</b>	<b>2,306</b>
		その他有価証券評価差額金	2,306
<b>資産合計</b>	<b>62,766</b>	<b>純資産合計</b>	<b>33,322</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>62,766</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
<b>売上高</b>		
完成工事高	72,656	
不動産事業売上高	1,320	
その他の事業売上高	91	74,068
<b>売上原価</b>		
完成工事原価	64,543	
不動産事業売上原価	645	
その他の事業売上原価	54	65,242
<b>売上総利益</b>		
完成工事総利益	8,113	
不動産事業総利益	674	
その他の事業総利益	37	8,825
販売費及び一般管理費		6,432
<b>営業利益</b>		<b>2,393</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	150	
為替差益	107	
その他	2	260
<b>営業外費用</b>		
支払利息	8	
その他	0	8
<b>経常利益</b>		<b>2,646</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	1	1
<b>特別損失</b>		
訴訟関連損失	6	
その他	4	11
<b>税引前当期純利益</b>		<b>2,635</b>
法人税、住民税及び事業税	967	
法人税等調整額	△300	666
<b>当期純利益</b>		<b>1,968</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
2025年4月1日残高	5,061	1,400	23,378	△36	29,804
事業年度中の変動額					
剰余金の配当			△756		△756
当期純利益			1,968		1,968
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	1,212	△0	1,212
2026年3月31日残高	5,061	1,400	24,591	△37	31,016

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
2025年4月1日残高	1,293	31,097
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△756
当期純利益		1,968
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	1,012	1,012
事業年度中の変動額合計	1,012	2,224
2026年3月31日残高	2,306	33,322

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

##### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金…………… 個別法による原価法

不動産事業支出金…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

材料貯蔵品…………… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②完成工事補償引当金

完成工事に係る契約不適合責任に基づき要する費用に備えるため、過年度の実績に基づき当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上しております。

#### ③工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち重要な損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について損失見込額を計上しております。

#### ④賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支払に充てるため、実際支給見込額を基礎として当事業年度に対応する額を計上しております。

#### ⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

#### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社は建築物等の建設及び設計を請け負う総合建設業を主たる事業として営んでおり、顧客との契約に基づいた仕様での建物等の建設及び設計を行い、契約対価と引き換えに、顧客へ引き渡すことが主たる義務となっております。

当社が収益を認識する時点は、主として財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転するため、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることはできないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### 工事契約における収益認識

#### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

一定期間にわたり収益を認識する方法による完成工事高 69,560百万円

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

完成工事高の計上は、主に財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識する方法によっており、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。当該見積りは、労務費及び資機材費の高騰などにより、総工事原価見積額や発生原価が当初の見積りより大幅に増加した場合、翌事業年度の計算書類において、一定期間にわたり収益を認識する方法による完成工事高の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

下記の資産は、当座貸越契約の担保に供しております。

なお、投資有価証券1,250百万円には、当社の関係会社と金融機関との間で締結した融資契約に基づき担保とした関係会社株式4百万円を含んでおります。

建物	516百万円
土地	5,487百万円
投資有価証券	1,250百万円
計	<u>7,255百万円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,137百万円

### (3) 保証債務

関係会社の工事履行保証 5,049百万円

### (4) 未成工事支出金及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示することとしております。

なお、当事業年度末においては、工事損失引当金に対応する未成工事支出金はありません。

### (5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 126百万円

短期金銭債務	44百万円
4. 損益計算書に関する注記	
関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	2,120百万円
仕入高	90百万円
営業取引以外の取引による取引高	3百万円
5. 株主資本等変動計算書に関する注記	
当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	134,152株
6. 税効果会計に関する注記	
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)	
賞与引当金	248百万円
退職給付引当金	9百万円
貸倒引当金	1百万円
販売用不動産等評価損	282百万円
工事損失引当金	1百万円
減損損失	1,302百万円
その他	795百万円
繰延税金資産小計	2,641百万円
評価性引当額	△1,775百万円
繰延税金資産合計	865百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△1,061百万円
前払年金費用	△222百万円
その他	△6百万円
繰延税金負債合計	△1,290百万円
繰延税金資産（負債△）の純額	△424百万円

7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「Ⅱ 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	969円69銭
(2) 1株当たり当期純利益	57円30銭

# 連結計算書類の会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社ナカノフードー建設  
取締役会 御中

和泉監査法人

東京都新宿区

代表社員 公認会計士 松藤 悠  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 大橋 徹也

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナカノフードー建設の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナカノフードー建設及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社ナカノフドー建設  
取締役会 御中

### 和泉監査法人

東京都新宿区

代表社員 公認会計士 松藤 悠  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 大橋 徹也

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナカノフドー建設の2025年4月1日から2026年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、コンプライアンス部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、往査の実施や定期的な事業報告により、経営状況を把握いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人と泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人と泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

株式会社ナカノフードー建設 監査役会

常勤監査役	中 野 功一郎	㊟
常勤監査役	後 藤 俊 二	㊟
社外監査役	山 谷 耕 平	㊟
社外監査役	関 澤 秀 哲	㊟

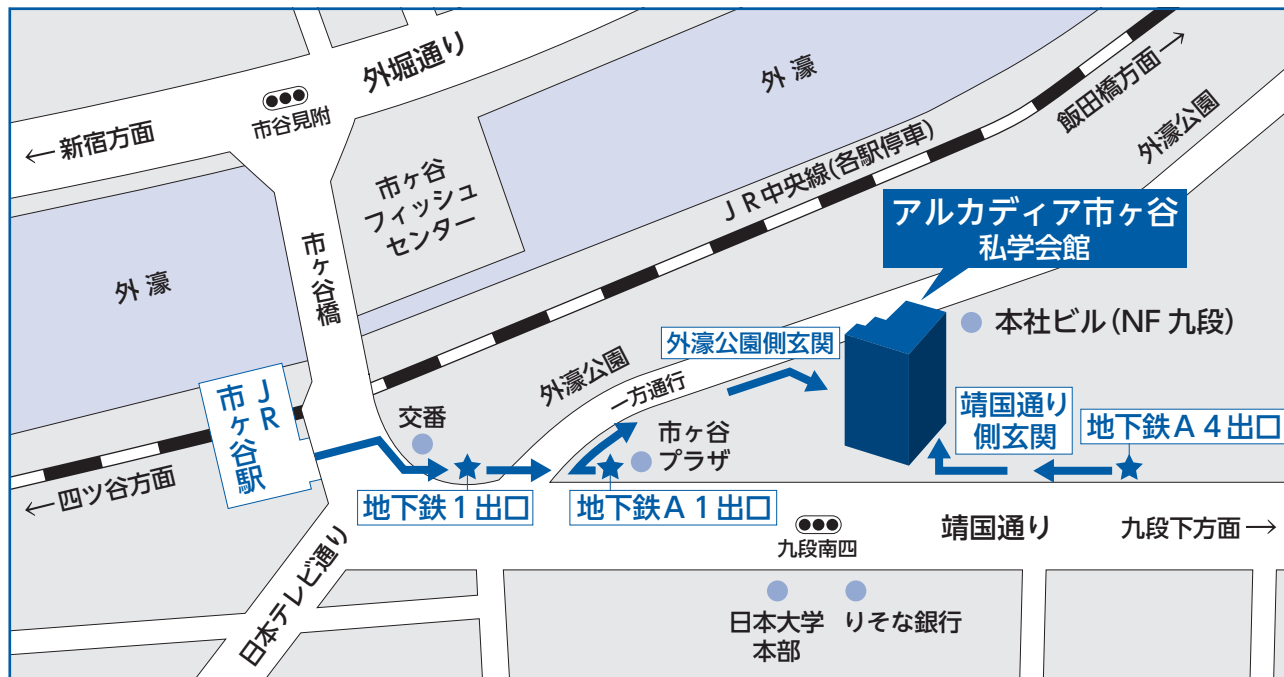
以上

# 株主総会会場ご案内図

日時 2026年6月26日（金曜日） 午前10時

会場 東京都千代田区九段北四丁目2番25号

アルカディア市ヶ谷（私学会館）6階阿蘇の間 電話03-3261-9921（代表）



## 交通のご案内

東京メトロ有楽町線・南北線 「市ヶ谷駅」 1又はA1出口より 徒歩約2分

都営新宿線 「市ヶ谷駅」 A1又はA4出口より 徒歩約2分

JR総武線 「市ヶ谷駅」 より 徒歩約3分



株式会社 ナカノフู้ド建設



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています